

# これまでの助成金支給に代えて 高齢者交通助成 割引購入証を送付

市は、高齢者の皆さんのバスや電車などの費用に充ててもらおうと、交通助成

## 都市計画法の改正にもなる 建築基準法の改正

# 都市計画の 変更等について

市は、平成14年7月12日の都市計画法および建築基準法の改正にともない、都市計画手続きを進めます。法改正の概要は次のとおり。

用途地域	現行	改正後
1 低専、2 低専、1 中高 2 中高、工業専用	30%、40%、 50%、60%	30%、40%、 50%、60%
1 住居、2 住居、 準住居、準工業	60%	50%、60%、 80%
近商	80%	60%、80%
商業	80%	80%
工業	60%	50%、60%

指定建ぺい率の数値

①用途地域における建ぺい率の選択肢の拡充：これまで建築基準法で定められていた第1種・第2種・準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域の建ぺい率の選択肢の拡充

②斜線制限の適用除外：斜線制限(道路斜線・隣地斜線・北側斜線)により確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が確保される建築物の場合の斜線制限の適用除外

③総合設計制度の審査基準を定型化し、特定行政庁の許可を経ずに、建築確認の手続きで迅速に緩和できる制度の導入：第1種・第2種・準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業

④都市計画案は10月2日から15日まで公開、執務時間中に都市計画部(市役所南館3階)で縦覧できます。この案に意見のある人は、公開期間中、用途地域については県知事あて、高度地

# 敬老祝金 長寿祝金

振込は通帳で確認を

市は、高齢者の皆さんに長寿を祝う「敬老祝金」を支給しています。また、県からの「長寿祝金」も支給しています。

対象者には、あらかじめ届け出のあった銀行や郵便局等の口座に、9月25日ごろに合計額を振り込みます。なお、対象者個人宛の振込

地域で一定規模以上の空地・敷地等を有する住宅系建築物について、容積率を指定容積率の1.5倍に緩和

## 改正を受けての 都市計画変更等

市においては、これまでの建築制限を継続することとし、法施行予定の1月までに都市計画等に定める必要があり、法改正の①、②に関連して次のように都市計画手続きを進めます。

①について：用途地域の變更(現行の建ぺい率を都市計画に定める)

②について：高度地区の變更(現行の北側斜線制限を継続するため第1種・第2種低層住居専用地域に新たな高度地区を指定)

通知はしませんので、通帳で確認してください。問合せは同課(0798・35・3150)へ。

## 西宮市敬老祝金

1年以上市内在住(9月1日現在の住民登録・外国人登録)の満77歳・80歳の人に1万円、88歳・90歳・99歳の人に2万円、100歳の人に3万円を支給

## 兵庫県長寿祝金

県内在住(9月15日現在の住民登録・外国人登録)の、満86歳・87歳の人に2000円、満88歳以上のの人に1万円を支給

# 白水峡公園墓地の 使用者を募集します

申込は10月9日まで

市は、白水峡公園墓地の使用者を募集します。今回の募集箇所は新規に造成した箇所です。

問合せは西宮市斎園サービス公社(〒662 8567六湛寺町10 307 98・35・3306)へ。

【資格】次の要件いずれにも該当する人  
①9月25日現在、市内に住民登録か外国人登録をしている人。ただし、阪神・淡路大震災の被災者(全半壊・焼の被災者証明書が必要)で他市へ住所を移した

【申込書の配布】10月9日(土)午後5時～10月10日(日)午前9時～午後4時に同墓地募集区画入口に案内所を設置(見学は同日以外でも可)

人は申込可 ②配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族の遺骨(分骨での申込不可)があり、墓を主としてまつる人。なお、災害・事故などにより遺体を回収できず、遺品の埋蔵を希望する人は同公社へ相談を

【公募数と使用料】3平方メートル：140区画。永代使用料55万8480円、60万1440円。永代管理料5万3700円。5平方メートル：70区画。永代使用料104万円、112万円。永代管理料10万円

【現地案内】10月5・6日の午前9時～午後4時に同墓地募集区画入口に案内所を設置(見学は同日以外でも可)

【申込書の配布】10月9日(土)午後5時～10月10日(日)午前9時～午後4時に同墓地募集区画入口に案内所を設置(見学は同日以外でも可)

## 来春市立小学校入学者を対象に

# 健康診断を実施します

教育委員会は、来年4月に市立小学校へ入学する幼児を対象に、就学時健康診断を実施します。この健康診断は法律に基づいて行うものですが、特別な準備は一切不要です。対象は、平成8年(1996年)4月2日から9年(1997年)4月1日までに生まれた幼児です。

9月30日現在、市内に住民登録をしている人や就学申請した外国籍の人には事前に八方キで通知します。届かない人は学事課(0798・35・3860)へ。

【健康診断日・会場】10月15日：浜脇・夙川・苦楽園小学校

【7月分】市あて 青い鳥福祉基金へ 3階252会議室に開設します。受付は午後3時まで。弁護士による相談は先着24人です。相談無料。

【8月分】市あて 教育振興基金へ 東光寺25万円 (敬称略)

# 被災者自立支援金制度の 見直しについて

～未受給世帯が対象です～

被災者自立支援金制度は、平成12年4月28日が申請期限日ですが、期限日までに申請できなかった事由があり、申請期限日に支給要件を満たしている場合には、現在も申請を受け付けています。

世帯主が被災していない世帯については、支給対象ではありませんが、このたびは、住家が全壊した世帯または半壊し解体した世帯の被災時(平成7年1月17日)

世帯主または生計維持者であった人を含む、平成12年4月28日時点の世帯については、特例的に支給対象になりました。他の要件に変更はありません(例：世帯主の年齢を問わない場合、平成12年4月28日時点の世帯全員の平成8年または9年の総所得合計額が346万円以下等)。

申請は10月1日から来年3月31日まで受け付けます。詳しくは市災害援護管理室(JR西ノ宮駅南側フレンテ西館3階)へ。問合せは0798・33・9541、0798・33・9574へ問合せを。

新しい制度ではありません

# 10月8日に開設 特別合同相談所

法律問題や身近な生活問題など

市や兵庫行政評価事務所などは、10月8日の午後1時から4時まで、特別合同相談所を市役所本庁舎2

## 水道局からのお知らせ

# 磁気活水器設置の 場合はご注意を

市内のご家庭で、強力な磁力を利用する磁気活水器をメーター付近に取り付けているために、水道メーターの計測に支障をきたすトラブルが発生しています。

水道メーターに近接して調査の結果、活水器および水道メーターの構造によって、水道メーターに近接し

て活水器が設置された場合、計測に影響を受ける場合があります。水道メーターの計測を正確にし、検針業務を円滑に進めるため、磁気活水器を設置する家庭は、水道メーターから50センチ以上離れた位置に設置するようお願いいたします。

なお、既に水道メーターから50センチ未満の位置に設置して、メーターに支障をきたしている場合は、移設していただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。また、今後磁気活水器の設置を計画している家庭もしくは不明な点がある場合は、水道局までご連絡ください。

# 善意の 寄付

ネグ美容室、ガールスカウト兵庫隊第55団、みどり屋書店、中西保、兵庫県下競走労働組合員一同、兵庫県競輪従事員共済会員一同、平野清子、村上靖子、心身道強虎、村田泰造、宇都宮春江、高丸真理チアリーティコンサート心は地球をかける1件 合計47万8507円

【社会福祉協議会あて】善意銀行へ、河瀬喜和子、グループつくしんぼ、匿名1件 合計1万1000円

【8月分】市あて 教育振興基金へ 東光寺25万円 (敬称略)